

難聴者の福祉的支援 —きこえるときこえないの間の課題—

西田 朗子ⁱ

本論文は難聴者への福祉的支援について、難聴者のきこえの実態と必要と考えられる支援を提示し、今後の在り方を検討するものである。近年、手話言語条例を制定する自治体が相次ぎ、手話や手話通訳に注目が集まっているが、聴覚障害者に必要な支援は手話や手話通訳だけではない。中でも、難聴者と呼ばれる人々には多様な状態があり、多層的なニーズを持っている。しかし、聴覚障害による困難は、聴力だけでは測ることができないにも関わらず、福祉サービスにおいては聴力損失度合で利用が制限されている。本稿では、難聴者へのインタビューからその多様で多層的な姿を捉え、補聴器や日常生活用具等の福祉サービスの実態、遅れている要約筆記制度、難聴者団体の社会運動を示し、多様なニーズを持つ難聴者の固有性を明らかにしている。障害者総合支援法で示された「意思疎通支援」の包括的な概念を、難聴者への支援を通じ、新しい提起として着目する。

キーワード：難聴、聴覚障害者、ろう、意思疎通支援

はじめに

本稿は、聴力機能が、全損失と損失がない健聴の間にある“難聴”がある人の福祉的支援のあり方を検討する。

難聴者は例えば、手話ができれば、手話通訳があれば、支援が充足するのかといえ、必ずしもそうではない。聴力の損失度合いを機能的に補えば充分であるともいえない。手話を使用しない、補聴器を装着しても意思疎通に困難がある人も多く存在している。

難聴者には、多様な状態、多層的な姿があり、多様なニーズをもっている。必要とされる支援も多様な形態が要求される。本稿では、こうした難聴者が

持つ多様なニーズに応えていない制度上の問題点を明らかにし、その多様なニーズを聴覚に障害のある人たちの中で難聴者の固有性として明らかにしていく方向を問題提起する。

なお、福祉的支援としたのは、福祉制度がなくとも、福祉的支援が様々な形で行われていることを意味している。

1 難聴者の「きこえ」

(1) 音の認知と声の認知—難聴者の体験談から—

医学的には、難聴者に対して「よくきこえる耳の平均聴力レベル¹⁾」が40デシベル以上になると、補聴器が必要とされる。そして、その人々には、平均聴力レベルの値以外に、語音をきいて、その語音を正確に言いあてる語音弁別能検査（語音明瞭度検査）もされる。感音性難聴では、音を大きくすると

i 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

かえって弁別能の値が低下する人もいとされる」²⁾。

すなわち、難聴者の医学的な機能の障害は、聴力損失と語音明瞭度があり、かつ、聴力損失度合との語音明瞭度の度合は相対的に独自にあることも明らかにされている。

しかし、医学的には、難聴者における聴力損失と語音明瞭度の関係について明らかにされているのはここまでである。福祉というならば、難聴者においては、音が聴こえている度合いと、聴こえてきた音を人の声として認識し、理解する度合いにおいて困難があるとは明らかにされているが、両者がどのように関係しているのか、ほとんど明らかにされていないことになる。

したがって、難聴者の音と声の認知状況は、体験的な例で検討せざるを得ない。筆者が2013年10月から2014年1月にかけて行ったインタビュー調査を抜粋して、難聴者の音の認知と声の認知の多様な表れを紹介する³⁾。

例えば聴力損失の度合がほぼ同じ程度にある人、身体障害者手帳1、2級の人でも、声としての認知は、「補聴器は音がわかるために着けているだけ。声というか、話している内容はわからない。口の動きや手話がないとわからない」(40代男性、同手帳2級)という人や、「補聴器を着けていると、車の音とか、何かアナウンス放送があるということはわかる。それで危険かどうかを判断している」(50代女性、同手帳2級)という人、「女性の比較的高い声ならある程度聴こえるので内容がわかるが、男性の低い声は聞き取れない」(50代男性、同手帳2級)という人もいる。あるいは聴力損失の度合いが同じ程度に少ない人(身体障害者手帳4～6級)でも、「低い声で、ゆっくり話してくれれば聞き取れる」(40代女性、同手帳4級)という人、「会議など集団で話すところでは、内容は何となくわかる程度」(30代女性、同手帳6級)の人、後ろから名前を呼んでも聴こえず、振り向くことのない聴覚障害者と一緒に歩いていると、救急車に振り向き「今のサイレンは聴こえた」と言う人もいる。

これらが示すように、難聴者の音や声としての認知の仕方、程度は、聴力や語音明瞭度の損失度合だけでは測ることのできない多様さがある。

(2) 声の認知と話し声の認知

人の声を聞いた時に、音としてだけでなく、話し声として認識し、話の内容がわかるかどうかという認知の問題もある⁴⁾。その認知には、言語の獲得状況、それを補う言語手段の選択も関わってくる。次に挙げるのは、2013年10月25日に行われた京都手話通訳問題研究会上京学校公開講座「わたしを語る」で話された難聴者である中川浩氏の講演内容を一部要約したものと、筆者が2014年1月、難聴者であるA氏にインタビューしたものである。

普通学校で小・中・高と過ごしたが、聴こえないことは隠していた。わからないことでもわかったふりをすることが多かった。勉強は独学。友人と話す時は、1対1の会話なら問題ないが、集団で話す時は聞き取れない。なんとなく頷いて周りに合わせていた。どちらかという右耳のほうが聴こえるので、右に耳を傾けることが癖になっている。補聴器で音を増幅させれば電話で会話ができるので、聴こえると誤解されやすい。大学生の時に難聴者の集まりに参加し、手話で楽しそうに会話しているのを見て、自分も覚えたいと思い、手話サークルに通って手話を覚えた。(中川氏)

小学校は普通の学校に通ったが、中学入学時には、聴こえないことを理由に入学を拒否され、ろう学校の中等部に入学した。ろう学校は手話が禁止されていたが、学校の友達とは手話で話していた。両親が聴こえないので家では手話。聴こえる人と話す時は声で話す。声がおかしくて直される時もあるが、顔を見ていれば簡単な会話はできる。手話ができない人と話す時は、口の動きが見えないと全くわからない。手話ができる人との会話では、口の動きも合わせてみれば内容はわかる。(A氏)

両氏は、共に両耳に補聴器を着け、身体障害者手帳は中川氏6級、A氏2級である。両氏の声を聞くと、中川氏は多少、アクセントが違ふと感じることがある程度、A氏は発音の不明瞭さがあるものの、言葉としてはほとんど問題なく聞き取れる。発する話し声の状態はよく似ているが、聞いて話を理解する度合いは、受けてきた教育や家庭環境によって異なっており、コミュニケーション手段の使い分けも異なっている。

このように、難聴者においては、音の認知、声の認知、話し声の認知がどのように行われ、どの程度のものなのかを的確に表すことは困難である。聴力損失という医学的機能の障害の、日常生活上の機能としての表れ方が多様であると言える。さらに、個人の学習や経験にも左右される社会生活上の要素もあり、多層的な姿もある。また、その時々状況、周囲の環境、話の内容により、聞こえの状況は多様である。その人の生育環境に合わせ、かつその時々合わせた多様な方法、手段を利用せざるを得ない。

2 身体障害者福祉法上の難聴者サービス

前章で触れたような多様な実態があり、多様なニーズを持つ難聴者に対して、福祉制度はそれをどの

ように位置付けているのであろうか、以下、検討する。

(1) 身体障害者障害等級による“難聴”

表1は身体障害者障害程度等級表（身体障害者福祉法施行規則別表第5号）を聴覚の部分のみ簡略化したものである。これによれば、難聴者は3級、4級、6級となる。この等級は、補聴器を装着して（人工内耳の人はその状態で）、純音聴力検査で測定された聴力・デシベル単位、語音明瞭度検査で障害の程度が決められる。

すなわち、難聴者においては、聴力損失度合いが主たる程度基準とされ、前述したように、その認知が多様な声の認知として表れる実態が考慮されていない。語音明瞭度も採用されているが、4級でしか考慮されておらず、かつ単音節でしか測定されていない。前述したように、話し声としての認知が多様で多層的である実態が考慮されていない。

しかも、聴力だけに焦点をあてたとしても、この等級表は、70デシベル以上（両耳の場合）の聴力損失を福祉法上の対象としている。しかし国際的には、WHOの聴覚障害認定は41デシベル以上である（表2）⁵⁾。デンマークでは20デシベルから、アメリカの多くの州では30デシベルから障害認定を受けられる⁶⁾。日本は国際的にも難聴者を身体障害者福祉法

表1 身体障害者障害程度等級表（抜粋）

デシベル(dB)	程度区分	両耳	聴こえにくい耳	聴こえやすい耳	聴覚障害
70	高度難聴	6級	6級		1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの） 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
80		4級			1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
90		3級			両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
100	重度難聴(ろう)	2級			両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）

表2 Grades of hearing impairment

Grade of impairment	Corresponding audiometric ISO value	Performance	Recommendations
0-No impairment	25 dB or better (better ear)	No or very slight hearing problems. Able to hear whispers.	
1-Slight impairment	26-40 dB (better ear)	Able to hear and repeat words spoken in normal voice at 1 metre.	Counselling. Hearing aids may be needed.
2-Moderate impairment	41-60 dB (better ear)	Able to hear and repeat words spoken in raised voice at 1 metre.	Hearing aids usually recommended.
3-Severe impairment	61-80 dB (better ear)	Able to hear some words when shouted into better ear.	Hearing aids needed. If no hearing aids available, lip-reading and signing should be taught.
4-Profound impairment including deafness	81 dB or greater (better ear)	Unable to hear and understand even a shouted voice.	Hearing aids may help understanding words. Additional rehabilitation needed. Lip-reading and sometimes signing essential.

Grades 2, 3 and 4 are classified as **disabling hearing impairment**.

The audiometric ISO values are averages of values at 500, 1000, 2000, 4000 Hz.

対象から排除していることがわかる。

(2) 身体障害程度等級による難聴者へのサービス利用制限

身体障害者福祉法は、その障害程度等級に即して利用できるサービス量や内容が決められている。し

かし、前述したように、難聴者においては、身体障害者福祉法対象から排除され、かつ多様で多層的な実態やニーズが反映した等級ではない。その上に、同法上では、3、4、6級（身体障害者福祉法上の重度である1、2級には該当しない）に認定され、より少ないサービス利用という制限を受けている。

表3 補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に関する基準（抜粋）

名称	基本構造	付属品	価格 (円)	耐用 年数	備考
高度難聴用ポケット型	90デシベル最大音圧のピーク音の表示値が140デシベル未満のもの。	電池 イヤーマールド	34,200	5	価格は電池、骨伝導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体状況により、イヤーマールドを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。重度難聴用耳かけ型でFM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。
高度難聴用耳かけ型	90デシベル最大音圧のピーク値が125デシベル以上に及ぶ場合は出力制限装置を付けること		43,900		
重度難聴用ポケット型	90デシベル最大音圧のピーク音の表示値が140デシベル以上のもの。	電池 イヤーマールド	55,800		
重度難聴用耳かけ型	その他は高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる		67,300		
耳あな型 (レディメイド)	高度難聴用ポケット型及び高度難聴用耳かけ型に準ずる。ただし、オーダーメイドの出力制限装置は内蔵型を含むこと	電池 イヤーマールド	87,000		
耳あな型 (オーダーメイド)		電池	137,000		
骨導式ポケット型	90デシベル最大フォースレベルの表示値が110デシベル以上のもの	電池 骨導レシーバー ヘッドバンド	70,100		
骨導式眼鏡型		電池 平面レンズ	120,000		

表4 日常生活用具の給付・貸与（抜粋）

障害区分	品目	給付要件	
		対象等級	対象となる障害（者）又は状況
聴覚障害	サウンドマスター	2級	聴覚障害のある方のみの世帯又はこれに準ずる世帯
	目覚時計	2級	
	屋内信号灯	2級	
	屋内信号装置	2級	
	情報受信装置	—	聴覚障害
聴覚・音声言語機能障害	通信装置（FAX等）	2・3級（18歳以上）	聴覚障害又は音声言語機能障害のある方のみの世帯又はこれに準ずる世帯
		2・3級（18歳未満）	聴覚障害又は音声言語機能障害のある方
	携帯用会話補助装置	1～3級	音声言語機能障害3級以上又は音声言語機能障害4級かつ肢体障害4級以上
	人工喉頭	—	音声言語機能障害で、無喉頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な方

ここでは、難聴者が主に関係する補聴器と聴覚障害者用の日常生活用具を取り上げる。

補聴器は、身体障害者福祉法上は補装具に含まれている。等級による利用制限はないが、医師の診断が必要で、補聴器の種類によって34,200円～120,000円の交付基準が定められている（表3）⁷⁾。しかし、難聴者は前述したように、音の認知が必ずしも声の認知や話し声の認知と同じものではなく、高度のものが必要となる。個人に合わせて細かい調整が可能な、機能の高い補聴器は、高額のものが多く30万円、50万円を超えるものもある。すなわち、難聴者にとっては、自分に合う機能を求めると高額にならざるを得ない。交付基準を超えるものを希望すると、自己負担も多額となり、交付基準で難聴者が利用制限されている。

日常生活用具は地域生活支援事業であるため、厚生労働省告示第529号において「障害者が安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの」等の用具の要件が定められているのみである。よって、市町村によって利用対象は異なるが、京都市を例に挙げると聴覚障害者の場合、身体障害者手帳が2級以上であれば、複数のサービスが利用できるが、等級に関わらず支給されるのは情報受信装置

（FAX）のみである（表4）⁸⁾。

このように、身体障害者手帳3，4，6級に該当する難聴者は、ほとんど使えるサービスがない。補装具である補聴器は、低所得者無料が適用されるが、それは、交付基準の範囲内でしかなく、実質的には高額負担となる。難聴者は障害程度等級で軽度に位置付けられ、困難が少ないとみられているのみならず、福祉サービスの利用制限もされている。

（3）後回しにされてきた難聴者への要約筆記対策

難聴者にとっては、補聴器と並ぶコミュニケーション支援サービスとして要約筆記と手話がある。いずれも、障害者総合支援法⁹⁾では、利用対象が等級によって制限されているわけではない。しかし、そのサービスの普及については、「全ろう」（身体障害者手帳1，2級に該当する状態）者への手話に対して、それ以外の聴覚障害者である難聴者への要約筆記は後回しにされてきた経緯がある。

要約筆記者の養成制度は、2013年度に施行された障害者総合支援法において、「意思疎通支援を行う者の養成」¹⁰⁾が明記され、「手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員を養成する」¹¹⁾とされた。「要約筆記者」が制度上位置づけられたこと

で、「要約筆記奉仕員」のみであった規定が、一定の講習を受け、試験に合格した者という「要約筆記者」養成制度となった。手話通訳者の養成制度は、1998年に「手話奉仕員」から「手話通訳者」に移行しており、要約筆記者養成制度が手話通訳者養成制度に、ようやく追いついた形となっている。難聴者対策は、障害程度の軽いものとして後回しにされたと言ってよいであろう。

以上みてきたように、難聴者は聴力では、“中間”であるが、聴力損失だけでは明らかにされない多様なニーズをもつのに、身体障害者福祉法では、困難が少ない障害程度に位置づけられ、法制度からの除外、サービス利用制限、対策の後回しがされ、結果的には、制度・行政施策で“狭間”とされてきている。

3 社会運動の中の難聴者団体

この章では、難聴者が聴覚障害者団体の中でどのように集団化し、団体を成立させてきたのか、すなわち難聴者の多様な要求をどのように位置付けて社会運動を展開してきたのかを明らかにする。

(1) 難聴者協会の成立

現在、聴覚障害者の当事者全国団体には、一般社団法人全日本ろうあ連盟（各都道府県にろうあ協会ないし聴覚障害者協会がある）¹²⁾と、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会有る¹³⁾。

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会の前身である全国難聴者連絡協議会の結成に参加し、副会長も務めた津名道代は、「全日ろうあ連盟成立当時（昭和25）にその傘下に入った各地聴覚障害者団体の名称は『〇〇県ろうあ協会』というものが多い。ところが、新しく結成加盟する団体に『〇〇県聴覚障害者協会』『聴覚障害者協会』と名のものがふえてきた」と述べている¹⁴⁾。すなわち、「新しく結成加盟する団体」は、「ろうあ者」（前述の「全ろう」者）だけでなく、それ以外の「聴覚障害者」つまり、難

聴者も含んでいたことになる。ろうあ協会は、難聴者にも門戸を開き、そして難聴者は、ろうあ協会の中で活動していたことがわかる。

現在でも「聴覚障害者協会」と「ろうあ協会」等の名称が混在しているが、例えば京都府聴覚障害者協会は1994年2月に京都府ろうあ協会から名称変更しており、その理由として「手話のできるろうあ者だけでなく、手話も知らない若い聴覚障害者が増加している現状から、そういった若い層に向けて広く門戸を開くために改称を断行したのである」としている¹⁵⁾。

津名は「だが、その意図にも拘わらず、現実として聴覚障害者の大多数が、団体に参加できなかったのは何故であろうか？最大原因は、一に手話に通ぜぬ『中途失聴・難聴者』が、内部での集団コミュニケーションに参加できなかったからである」¹⁶⁾と述べている。聴覚障害者協会となって、難聴者にも門戸は開かれたが、難聴者の要求がまだ不鮮明で、一部の人しか関わっていなかったということである。

そして難聴者は、要約筆記という、自分達の実情に即したコミュニケーション手段が開発されたことで、ようやく団体を結成することができるようになる。1965年に鹿児島県難聴者協会が設立されたのを皮切りに、各地に難聴者協会が設立される。難聴者たちは、ろう学校というコミュニティがある人たちとは異なり、同障害を探すことが困難だったため、新聞の投書欄と呼び掛けるなどの方法で仲間を募っていく。数少ない難聴者の声を集めた「音から隔てられて」¹⁷⁾、「たちあがる難聴者」¹⁸⁾が出版され、これらの書籍を読んだ難聴者が、自分の住んでいる地域で団体を新たに設立することで、さらに広まっていったのである。

現在、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴）に57団体が加盟している。

(2) 要約筆記の発見と制度の始まり

前述の「たちあがる難聴者」には、全日本ろうあ連盟長からの「げさきいの言葉」が挿入されている。

そこには、「私たちは同じ聴覚障害者といいながらも、今までずいぶんとおくはなれておりました。それは主として手話をもって会話の手段とする私たちろうあ者からみて、手話を御存知ない難聴者の方々は、やはり別な世界の人間だというような感じがありましたことは否定できません」とある。そして同書には、多数の難聴者も、ろうと難聴は違うと意見を述べている。

全日本ろうあ連盟（略称 全日ろう連）との関係を前述した津名は「全難聴がその結成準備期から一貫して『全日ろう連』とは分離しつつ連帯する」という姿勢を打ち出したのも、その実態を踏まえた理念からである」（津名道代，1987）と述べている。全日ろう連とは別の、独自の要求があるということを明確にしての分離、その上での共通の要求を共有し連帯していくというものであった。

確かに難聴者団体では、集まって意見交換をする際、手話ではなく、黒板に発言者が文字を書く、発言を書いた紙を参加者に回す等の方法で議論が進められていた。文字を使ったコミュニケーション方法が模索されていたのである。1965年頃から学校教育用に OHP が登場し、それを利用して、自分の意見を書いたシートを載せたり、多少は聴こえる難聴者が書いたりしていた。やがて、当事者が行っていた要約筆記を、身近な聴者に依頼するようになるのである¹⁹⁾。

そして、京都市手話学習会「みみずく」（手話を通じた聴覚障害者との交流を続けている全国初の手話サークル）の手話通訳部が、手話通訳と要約筆記の実習制度を1976年に始める。これを契機に、1980年には要約筆記サークル「かたつむり」が結成され、全国各地に普及していくのである。

要約筆記という手段が発見されたことによって、要約筆記制度の確立が難聴者団体の独自な要求となる。要約筆記のための機材の確保、場所の確保、さらに、要約筆記者養成事業、要約筆記者派遣制度を求める運動を展開している。そして、1985年に要約筆記派遣事業が障害者社会参加促進事業に加えられ

る。

以上のように、手話ができない、必要としない難聴者たちは、手話をコミュニケーション手段とする聴覚障害者協会とは別の、分離した団体として難聴者団体を成立してきている。しかし、その難聴者団体の独自の要求とその実現に向けた社会運動は、「全ろう」者と難聴者を含んだ聴覚障害者へのコミュニケーション支援団体の、手話も必要、要約筆記も必要という中で生まれ発展してきている。前述した津名が言うように、難聴者団体の成立は「分離しつつ連帯」であるが、独自の要求が明確となる社会運動の発展過程は「連帯しつつ分離」と言うべきであろう。

（3）現在の難聴者団体の要求の特徴

難聴者団体の要求である要約筆記制度の確立についてはすでに述べてきた。その他の難聴者全国団体の要求には、文字による情報保障の充実等の聴覚障害者団体共通の要求もあるが、異なるものもある。補聴器の交付、補聴器購入に際しての補助の拡大、現在の70デシベル以上とする障害認定を、もっと低い数値から障害とするように求める、デシベルダウンと呼ばれるものである。

また、独自の「耳マーク」の普及活動も行っている。これは、病院や公的機関に「耳マーク」を表示し、難聴者への配慮や筆記でのコミュニケーションを求める、啓発のためのシンボルである。さらに、補聴器や人工内耳、磁気伝導ループをはじめとした、機器の普及活動もしている。特に補聴器は直近20年ほどで、アナログ補聴器からデジタル補聴器に移行しており、性能の向上が著しいといわれている。

これらの難聴者団体の要求を俯瞰するために、NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会の2013年度「京都市に対する要望」を表5²⁰⁾で示した。16項目に亘り要求が列記されている。その特徴を整理すると、難聴者、中途失聴者のための、としたものは、特別養護老人ホームの整備、災害時の整備、補聴器等への助成、コミュニケーション教室の予算増額、

表5 NPO 法人京都市中途失聴・難聴者協会 2013年度京都市に対する要望

	要望	市からの回答
1	京都市に中途失聴や難聴の高齢者が安心して入所、利用できる特別養護老人ホームの体制を整え、要約筆記に関する知識・資格をもった職員を配置してください	特別養護老人ホームを運営する各会社、福祉法人の判断により配慮していただきたいと考えている
2	聴覚障害者のデイスサービスについて (1) 伏見区にある京都市東部障害者地域活動支援センター（小町）と同じ、聴覚障害者が安心して利用できるデイスサービス施設を市内の数箇所に設置してください (2) 既存のほかの障害者地域活動支援センターを聴覚障害者が利用しやすいよう、要約筆記者や手話通訳者の職員の配置を行って下さい	財政が厳しく新たな採用は難しい
3	震災などの緊急時における中途失聴者や難聴者への支援について (1) 災害時の広報（特に避難勧告、給水、配食等の情報）につき、在宅、避難所の双方において、FAX 活用等、文字で伝わる配慮をしてください (2) 避難所や中失・難聴者の自宅に災害支援関係者が出向く時には、要約筆記者を同行、必要な情報保障に配慮してください (3) 避難所には、字幕付きで災害情報が得られるCS障害者放送「目で聴くテレビ」受信装置の設置など情報の利用に配慮をはかってください (4) 避難所では、難聴者が一目で分かるようなベスト又は腕章を保管し、更にホワイトボード及び筆談具を備えてください	平成13年から市の防災システムを整備し、携帯端末に対して災害情報メールの送信を平成23年から運用している。また、KBS京都TVのデータ放送の利用が可能。避難所については平成24年に避難所運営マニュアルを策定している。マニュアルに従い適切な情報が伝わるように努めていく
4	要約筆記者養成の充実のために (1) 今年度から制度移行による「要約筆記者」養成講座を始めましたが、講座時間数の増加によって講師や情報保障など必要経費が増大しているにもかかわらずこれまでと同じ委託費で行っているためやりくりしに苦難を強いられています。健全な講座運営とそれによる情報保障の質の拡充のため委託費の大幅な増額を求めます (2) 現在、講座会場は京都市聴覚言語障害センターを利用していますが、利用団体が多く部屋の確保が容易ではありません。講座によっては同一時間帯に2部屋に別れて開講しなければならぬときがあり、スタッフや受講者には負担となっています。解決方法として京都市の他の施設を利用する場合、多量の機材の運搬など設営が大変となります。これらのことから、現在の京都市聴覚言語障害センターの増設拡大を望みます (3) 制度移行に伴い、講座を修了した要約筆記者に対し認定試験の実施が厚労省の通知でも求められています。これに必要な予算を今年度分と合わせ組んで下さい	平成25年度については委託費のなかで移行研修も含めてやりきるとの合意があった。25年度修了者の認定試験は府とも協議して検討する
5	要約筆記者への手当とは別に、交通費を実費支給するよう京都市聴覚言語障害センターに働きかけてください	聴言センターとも相談していきたい
6	要約筆記者の派遣に伴うロール及びバン代の公費支給	聴言センターとも相談したい。難聴者協会がこれに支出している金額を教えてください
7	補聴器者人工内耳について、京都市独自の助成を行ってください (1) 障害手帳の有無に関わりなく、補聴器を必要とする全ての聴覚障害者に給付、および両耳装用が可能な方には、2台交付も配慮ください (2) 人工内耳手術費の自己負担分を補助してください	平成23年4月から補聴器の必要な難聴児に購入の助成を行っている。人工内耳については市独自で負担軽減を行っている
8	「難聴者コミュニケーション教室（難聴者自立生活訓練事業）」の予算を増額してください	厳しい財政事情で増額は困難
9	孤立している中途失聴者・難聴者をなくすために (1) 全ての行政区の福祉事務所に要約筆記者を配置してください。また、既に配置されている手話通訳者については要約筆記養成講座で学習することを義務づけてください (2) 全行政区で「耳の相談会」を実施できる予算をつけてください (3) 市民しんぶんの掲載行事内容については、要約筆記の有無を明記していただきたい	福祉事務所等に筆談具を設置する等進めてきた。要約筆記者を福祉事務所に常時配置することは財政上厳しい。市の窓口の職員に要約筆記講座受講を勧める等の働きかけを検討している。耳の相談会を全ての行政区で開催するのは財政上無理。市民しんぶん掲載の行事には要約筆記の有無を記載している
10	地下鉄烏丸線車内やバス車内の電光文字表示は、現在停車駅案内情報だけです。これを緊急時にも文字情報で表示できるように配慮をお願いします	烏丸線は車両更新の折に対応できるよう検討。市バスは、予算の関係上難しい。筆談具を置いているので利用して欲しい
11	ひとまち交流館等京都市の公的施設で、要約筆記に必要な OHC、プロジェクター、スクリーン、磁気誘導ループが利用できるように常備してください	左京区や上京区庁舎の建て替えにおいては対応している。設備の改修や更新の機会を捉えて必要な設備が整備されるように努めたい
12	京都市における選挙の受付においては、中途失聴者や難聴者が安心して投票できるよう、耳マークや筆談具、表示カードなどを全投票所へ設置していただくようお願いします	口話法か、筆談により対応している。選管へ申し入りたい
13	耳マーク普及のため積極的な取り組みを行って下さい	耳マークはすでに病院や役所の窓口に広く利用されている。更に、周知を図るよう継続して取り組んでいく
14	京都アスニーの施設利用料の免除を行ってください	アスニーで社会教育講座を行う団体については条例で減免の対象にしている。直接話し合ってください
15	自転車の乗車マナーについて、市民への啓蒙のさらなる徹底を図ってください	平成22年自転車安心安全条例、平成25年市交通安全基本条例を制定、これにより取り組んでいる
16	京都市で実施される映像による広報等への字幕付与をはかってください	市のホームページの同が情報館では字幕を付けている。引き続き市政広報TV番組に字幕を付けるように努めたい

要約筆記者の設置、耳マークの普及の6項目である。難聴者だけではない、聴覚障害者への制度整備要求が4項目、その他が2項目となっている。

確かに、要求項目数で整理すると、聴覚障害者協会とは「別の分離した要求」だけでなく、「共有する連帯」した要求も掲げられている。しかし、難聴者の多層的な実態、多様なニーズが反映しているとは言いがたい。例えば、難聴者の中にはコミュニケーション手段として手話を必要とする人もいるが、手話や手話通訳に関する要求は含まれていない。

筆者は第1章で、難聴者には聴力では測れない、多様で多層的なニーズがあることを明らかにしてきた。聴覚障害者が必要とする様々な支援内容を、難聴者はその人の生育歴にあった方法、その時々の場合に合った方法で多様に多層的に利用できるようにすべきという提起である。団体の要求で言うならば、聴覚障害者という連帯の中で、難聴者には多様で多層的な要求という独自性がある、という提起である。

そして、第2章でみてきたように、聴覚障害者対策は、聴力を基本的な基準として、法対象やサービス利用に“薄い、厚い”“先か、後か”の格差が作られ、さらに全ろうの人は手話で、難聴者は補聴器でよいとするサービス利用内容での分離も作られてきている。明らかにサービス利用やサービス内容で、「全ろう」者と難聴者を分断しようとしていると言わざるを得ない。

こうした中で、「全ろう」者、あるいは手話をコミュニケーション手段とする人とは違うという「分離」から始まった難聴者団体ではあるが、社会運動体として、別個の要求を掲げたままでよいのだろうか。

難聴者の組織としても、手話のできない難聴者がいる一方で、手話も使う難聴者の存在があり、その多様で多層的なニーズを、要求として打ち出しているとは言いがたい。確かに、手話の社会的認知の拡大、手話を言語とする法令、条例の成立が進み、手話の社会化の進展に対して、要約筆記制度はようやく始まったばかりであるという社会運動やその実現の段

階の違いがあり、遅れた分野の取り組みを強調することは必要である。しかし、社会運動の理念をそのために歪めてはならないであろう。

各々の団体は聴力損失度合いで参加者を制限しているわけではなく、すべての聴覚障害者に門戸を開いている。そして聴覚障害者支援団体の多くは、手話も要約筆記も連帯して支援している。これらの利点を生かすには、共通性をより大切にすべきではないだろうか。

おわりに

一意思疎通支援という新提起に着目して一

聴力の損失度合いだけでは、声の認知、話し声の認知の損失状況は明らかにされないとこれまで述べてきた。さらにそれを補う支援も、補聴器か手話か要約筆記かという択一方式ではニーズの充足がされないとも述べてきた。

そして、デシベル値、語音明瞭度、音の認知、声の認知、話し声の認知状況をも含めた新たな“意思疎通”あるいは、手話、補聴器、要約筆記等を含めた新たな“意思疎通支援”という新しい提起がされてきている。ここでは、新しい提起として着目する意義があるとまとめる。

2013年より施行された障害者総合支援法では、地域生活支援事業の一つとして「意思疎通支援事業」²¹⁾が明記された。具体的には「手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする」²²⁾とされ、従来のコミュニケーション支援事業に対して「等」が加えられ、包括的な概念が提起されている。但し、その在り方は今後の検討課題とされている²³⁾。

確認しておかなければならないのは、コミュニケーションは双方向のものであり、意志疎通という目的を達するためには、「自分の思いや考えを伝えること」と、「相手の思いや考えを受け止め、理解する

こと」が必要だということである。

難聴者は自分の思いや考えは、自分の声で発することができる人が多い。発音が不明瞭なことで恥ずかしい思いをすることがないよう、理解と配慮が必要である。これも意思疎通支援である。一方、相手の思いや考えを本人に伝えるための、情報保障としての手話通訳者や要約筆記者の役割もある。情報保障には、字幕や電光表示などの文字情報や、補聴器や人工内耳等の補聴機器の活用も含まれる。手話通訳者や要約筆記者の派遣だけが、意思疎通支援ではない。こうした支援の多様性を含んだ概念として意思疎通支援の意義を位置づける必要がある。

意思疎通手段の多様性は、意思疎通支援手段の選択という新たな課題を提起する。手話通訳であれ、要約筆記であれ、その人の生育歴等の言語状況にあったもの、さらにその場面での自分に最も合う手段の選択を保障するという課題である。一人の聴覚障害者でも、ある時は手話を、別の時は要約筆記を、さらに手話と要約筆記の両方を、等々の選択保障である。当然、聴覚障害者にとっての手話、要約筆記等の考え方の変革も要請される。さらに、多様な選択を可能とする環境の整備、要約筆記の機器の充実や磁気伝導ループ、字幕や電光表示の文字情報などの整備も必要である。

難聴者は前述の事例で紹介したように「聴こえるふりをしていた」「聴こえにくいことを隠していた」ということがある。これは、「聴こえにくいこと」が理解されず、聴こえるか聴こえないかで障害程度や支援サービス種別が分別され、利用しがたいために、「聴こえにくくてわからなかったこと」の価値判断を当事者が内面化しているといえる。しかし、意思疎通手段の多様な選択を繰り返し行っていくことで、聴こえるか聴こえないかではなく、どんな情報を掴んでいて、どんな情報が落ちているかを知ることができ、「聴こえにくいこと」をありのままに受けとめることができるであろう。

聴力を一面的に強調して全ろう者と難聴者を分断し、難聴者を“中間”から“狭間”に追い込んでい

る現状があるが、そのような分断線はない。分離するのではなく、共通性を大切にし、多様で多層的なニーズを共有し、要求していくこと、対策としては、多様で多層的なニーズに即した選択の保障が望まれる。

注・引用文献

- 1) 人の会話に必要な500Hz～4000Hzの平均の聴力を計算したものである。
- 2) 鈴木淳一、小林武夫（2001）耳科学—難聴に挑む—、中公新書 p138
- 3) 身体障害者手帳を所持する聴覚障害者に対し、個別の対面形式で手話と話し言葉を用いた半構造化インタビューである。
- 4) 学術的にはこの点に言及したものは筆者が調べた限りでは見当たらない。したがって事例をあげている。
- 5) WHO「Prevention of blindness and deafness」2008年改正
- 6) 岩瀬紀雄（1991）自立への条件 耳の不自由な人の福祉入門、日本放送出版協会
- 7) 厚生労働省告示第6号「補装具の種目、購入または修理に要する費用の額の算定等に関する基準」（2013年1月18日 第6次改正）より補聴器の部分を抜粋
- 8) 京都市保健福祉局保健福祉部障害保健福祉課「障害保健福祉のしおり」（2013）より聴覚障害の部分抜粋
- 9) 障害者総合支援法（2013年4月1日施行）の正式名称は「地域社会の共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」である。
- 10) 障害者総合支援法第77条7
- 11) 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知 障発第0801002号
（平成25年5月15日改正）地域生活支援事業実施要綱 別記14
- 12) 1947年創立、1950年財団法人化。各都道府県の加入団体の名称は、一般社団法人滋賀県ろうあ協会、一般社団法人京都府聴覚障害者協会といったものが多いが、公益社団法人大阪聴力障害者協会、

- 一般財団法人熊本県ろう者福祉協会や、公益社団法人北海道ろうあ連盟もある。
- 13) 1972年に全国難聴者組織推進準備会が発足、1989年全日本難聴者・中途失聴者団体連合会に名称変更、1991年社団法人化。
 - 14) 津名道代（1987）聴覚障害への理解を求めて①、社団法人全国難聴者・中途失聴者団体連合会、37P
 - 15) 京都府聴覚障害者協会社団法人認可50周年記念誌「未来へ」（1986）
全日本ろうあ連盟ホームページによれば、2014年8月現在、加盟団体の名称にろう、ろうあとするものは11団体、聴覚、聴力とあるものは36団体である。
 - 16) 津名道代（1987）聴覚障害への理解を求めて①、社団法人全国難聴者・中途失聴者団体連合会、37P
 - 17) 全国難聴者連絡協議会（1978）たちあがる難聴者、たいまつ書房
 - 18) 入谷仙介（1975）音から隔てられて、岩波新書
 - 19) 「要約筆記者養成テキスト」作成委員会（2013）
厚生労働省カリキュラム準拠
要約筆記者養成テキスト上、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
 - 20) KSKS 京都市難聴 No.442（2013年10月号）京都市との要望懇談会の報告
 - 21) 障害者総合支援法 第77条、第78条
 - 22) 厚生労働省社会援護局障害保健福祉部長通知 障発第0801002号
（平成25年 5 月15日改正）地域生活支援事業実施要綱 別記 6
 - 23) 障害者総合支援法 附則第 3 条

参考文献

- 奥野英子（2008）聴覚障害児・者の支援の基本と実践、中央法規
- 佐々木倫子編（2012）ろう者から見た「多文化共生」、ココ出版
- 特定非営利活動法人みみより会（2005）可能性に挑んだ聴覚障害者、文理閣
- 三宅初穂（2012）話しことばの要約、特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会

Assistance to People who are Hard of Hearing : The problem of hearing and deafness

NISHIDA Akikoⁱ

Abstract : This article attempts to organize assistance to people who have difficulty in hearing properly. The actual condition of such people's sonority and required support is clarified. Some prefectures have enacted sign language regulations in recent years. Sign language and sign language interpreting have attracted attention. However, sign language and sign language does not have enough support. Especially people described as "hard of hearing" have various states, with multilayered needs. However, in spite of this we are unable to measure their difficulty by the degree of hearing loss. In this article, interviews with people who are hard of hearing reveal their wide variety and their multilayered requirements, the actual conditions of social welfare services, such as use of hearing-aids and everyday life tools, the abstract note-taking system which is not yet fully established, and the social movement of associations of people who are hard of hearing, and proper assistance to such people with various needs is clarified. This article proposes that it is essential to consider the comprehensive concept of "communication assistance" as described in the Persons with Disabilities Act for the support of people with hearing disabilities.

Keywords : hard of hearing, hearing disability, deaf, communication assistance

i Doctoral Program, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University